

事 務 連 絡
令和8年3月30日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
（医療広告ガイドライン）に関するQ&Aについて」の改訂について

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療
広告ガイドライン）に関するQ&Aについては、「医業若しくは歯科医業又は病院若
しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）に関するQ&A
について」（平成30年8月10日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）によりお示
ししたところですが、今般、別添のとおり改訂いたしましたので、ご了知いただくと
ともに、貴管下の病院、診療所及び助産所並びに関係団体等に周知方よろしくお取り
計らい願います。